

保証時報

2025

4

Vol.765



私たちのふるさと

兵庫の誇り

神戸市 中央区 編

詳しくはP06へ

P 01 信用保証協会ニュース

- 令和7年度のご挨拶
- 経営支援を強化するため組織改編を行いました
- 保証料を上乗せすることで経営者保証を不要とする制度のご案内
- 経営改善サポート保証
(事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型))のご案内
- 協調支援型特別保証制度のご案内
- 令和7年度兵庫県中小企業融資制度のご案内
- 国際フロンティア産業メッセ2025出展企業募集のご案内
- 今月号から保証時報をリニューアルしました

P 06 私たちのふるさと 兵庫の誇り ひょうご芸術散歩

P 09 保証状況

P 07 未来にチャレンジ ひょうごビジネスFile

有限会社いせや写真館

 **兵庫県信用保証協会**
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN
www.hosyokyokai-hyogo.or.jp

LINE、X、Instagramによる情報発信をしています!!

右のQRコードをお読みいただき、お友達登録やフォローをお願いします。



LINE X Instagram

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**



信用保証協会は、中小企業のみなさまが事業資金の融資を受けられる時に、公的な立場でバックアップいたします。

令和7年度のご挨拶

平素から当協会の業務運営にご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年度来、原材料価格の高騰や人手不足の深刻化、不安定な為替相場等を背景に事業者の皆さまにとっては厳しい経営環境が続いています。加えて、「金利のある世界」への転換や米国による新たな関税の導入など、ますます先行きが見通せない状況とも言え、一層舵取りが難しい時代となりつつあります。

一方前向きな話題として、4月13日から半年間、大阪・舞洲で2025大阪・関西万博が開催されます。兵庫県内でもフィールドパビリオンが各地で展開され、インバウンド需要やビジネスチャンスがこれまで以上に高まっていくことが期待されます。

このような中、当協会は多様な保証メニューをライフステージに応じて提供し、資金繰り支援はもとより、新事業展開やSDGsへの貢献など成長への取組を全力で応援してまいります。また、事業者の皆さまに寄り添い、積極的な訪問活動を行うことで様々な経営課題を把握し、関係機関と連携しながらともに考え早期解決につなげてまいります。さらに今年は、阪神・淡路大震災から30年という節目の年にあたり、南海トラフ地震など来るべき災害への備えとして、事業継続計画(BCP)の普及・促進にも取り組みます。

今年度も、役職員一丸となって業務に邁進するとともに、脱炭素への取組などを通じて持続可能な地域社会の実現を目指してまいりますので、引き続きのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



兵庫県信用保証協会
理事長

遠藤 英二

News

01

経営支援を強化するため組織改編を行いました

当協会では、令和4年4月に経営支援担当部署を拡充し、事業者の皆さまに寄り添った経営支援に取り組んできましたが、近年の複雑化する様々な経営課題に対して当協会が主体となり専門的な経営支援が実施できる体制を構築するため、この度、「伴走支援課」を新設しました。また、経営支援部内の役割を明確化するため、「支援推進課」を「再生発展支援課」に名称変更しました。

今後もより一層経営支援に取り組んでいきますので、お気軽にご相談下さい。

経営支援部の新しい体制



● 伴走支援課 ☎ 078-393-3951

業務内容

当協会が主体的に経営支援することが適当と判断した事業者(重点支援先)に対し、高い専門性を有する職員が、金融機関や支援機関等と連携し、経営課題の把握・整理や経営改善提案、計画の策定支援など、より質の高い経営支援を提供させていただきます。

※昨年度まで「支援推進課」で担当しておりました事業再生にかかる保証申込・条件変更、事業承継、各種相談窓口(裏面参照)等につきましては、引き続き、再生発展支援課で対応させていただきます。

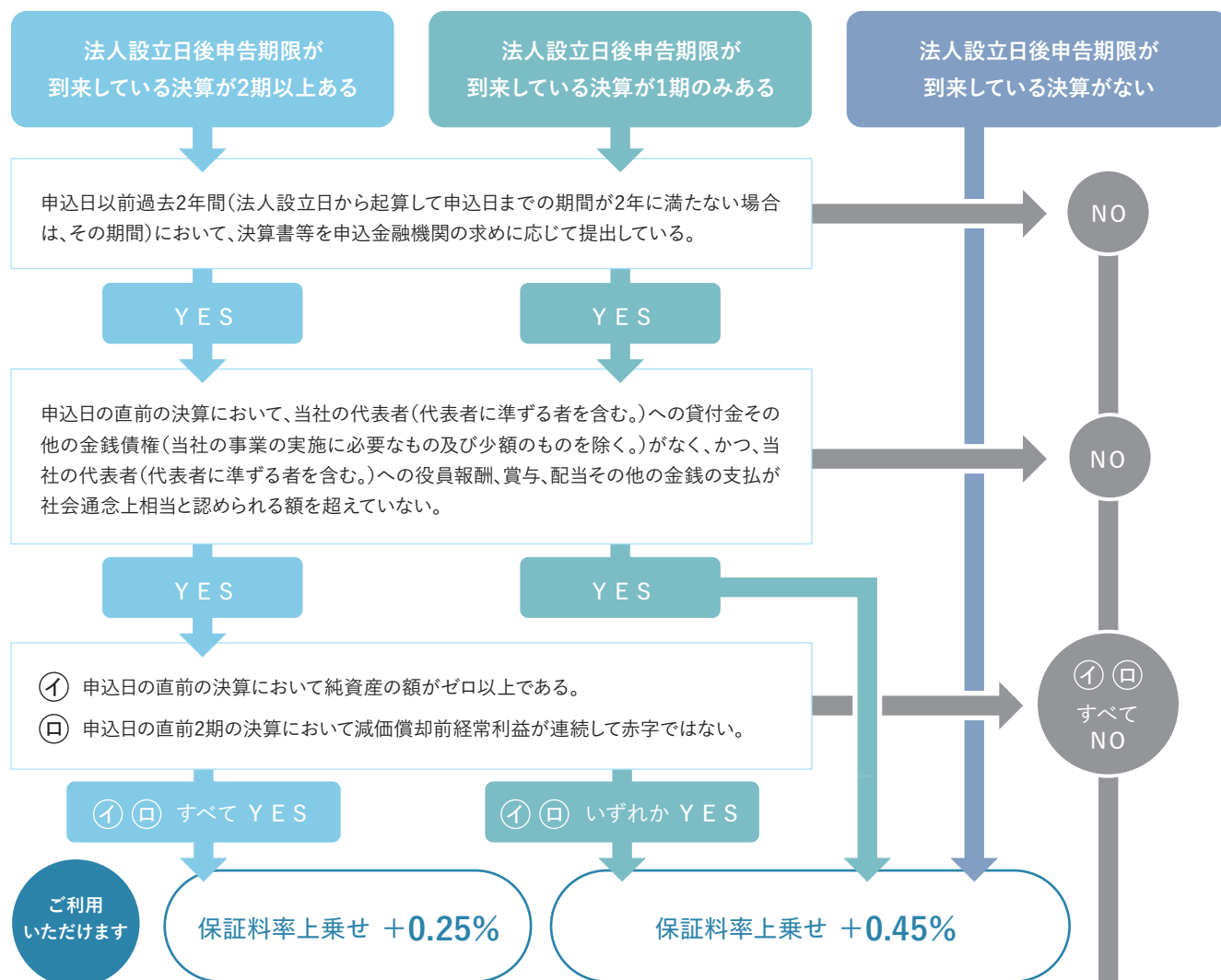
News

02

保証料を上乗せすることで経営者保証を不要とする制度のご案内

一定の要件を満たした場合に保証料の上乗せを条件に経営者による保証を提供しないことを選択できる「**事業者選択型経営者保証非提供制度**」を取り扱っています。

まずは、制度が利用できるかチェックしてみましょう！



「NOが1つでもある場合」は、本制度をご利用いただけません。

ただし、経営者保証ガイドラインに該当する場合等においては、経営者保証を非提供とすることが
できる可能性がありますので、詳細は各事務所・支所へお問い合わせください。

お問合せは
こちらから



なお、本制度をベースとした保証制度「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」をご用意しております。この制度は上記の上乗せとなる保証料に対して**国から補助(一部)が受けられます。**

補助率は、保証申込時期に応じて逡減しますので、お早めにご検討ください。(令和7年度は0.1%に相当する額が補助されます。)

事業者選択型経営者保証非提供制度
はこちら



事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度
はこちら



経営改善サポート保証

(事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型))のご案内

国からの補助により
保証料の事業者負担は **0.3%**
相当額

多くの事業者が資材高騰や物価高、人手不足等による影響を受けている中、早期の事業再生に向けた取り組みを促し、中小企業の活力の再生を図るため、3月14日に「経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型))」が創設され、現在、保証の取扱いを行なっています。概要については以下の通りとなりますので、ご利用ください。

制度の概要

対象となる方	中小企業活性化協議会等の支援や経営サポート会議における検討により作成した事業再生計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う方(特定非営利活動法人(NPO法人)は除く)		
資金使途	事業資金(事業再生の計画の実施に必要な資金に限る)		
保証限度額	2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円)		
保証期間	一括返済の場合:1年以内 分割返済の場合:15年以内(うち据置期間3年以内)	返済方法	一括返済または分割返済
貸付利率	金融機関所定利率		
担保	必要に応じて提供していただきます	連帯保証人	必要となる場合があります ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です なお、一定の要件を満たす場合、経営者保証を免除することができます(経営者保証免除対応)
保証料率・保証料補助	●責任共有制度対象:年0.80%(経営者保証免除対応を適用する場合は年1.00%) ●責任共有制度対象外:年1.00%(経営者保証免除対応を適用する場合は年1.20%) ただし、上記いずれの場合も、国から補助があるため事業者さまのご負担は、一律0.3%相当額となります ※ 条件変更に伴い追加して生じる保証料については、国の補助の対象外となります。		
取扱期間	令和8年3月31日まで(保証申込受付分)		

協調支援型特別保証制度のご案内

プロパー融資*と保証付き融資を組み合わせ、事業者の経営課題解決を後押しする「協調支援型特別保証制度」が3月14日に創設され、現在、保証の取扱いを行なっています。国から以下の保証料補助が受けられますので、ぜひ、ご利用ください。

※ プロパー融資:民間金融機関による保証協会の保証を付さない融資

対象となる方 次のいずれかに該当する方

- ①申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受ける方
- ②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行う方

今年度の保証料補助

対象となる方①に該当する場合
通常の保証料率の **1/2相当額を補助**

対象となる方②に該当する場合
通常の保証料率の **1/4相当額を補助**

詳細は
こちらから



令和7年度兵庫県中小企業融資制度のご案内

令和7年度に取り扱っている主な兵庫県中小企業融資制度の概要については、以下の通りです。融資制度の詳細については、各事務所・支所にお問い合わせください。

資金名		融資条件			対象となる方(主な要件のみ記載)
		限度額	利率(年)	融資(据置)期間	
新分野進出資金	事業応援貸付	1億円	1.55%	10年(2年)	●既存事業の深化、新技術・新製品の開発や新分野・海外進出などにより、概ね2年以内に売上増加が見込まれる方
	SDGs支援貸付	2億8,000万円	1.15%	15年(2年)	●県の「ひょうご産業SDGs認証事業」の認証を受けた方
	事業承継支援貸付		1.35%	10年(2年)	●事業承継を予定している方、又は事業承継をした方
資金設備	設備投資促進貸付	3億円			●設備の新設・更新を行う方
開業資金	新規開業貸付				●新規に個人で事業を開始する、又は開始後5年未満の方 ●新規に会社を設立する、又は設立後5年未満の方(創業関連保証[100%保証]対応)
	経営者保証免除貸付	3,500万円	1.25%	10年(1年)	●新規に会社を設立する、又は設立後5年未満の方で、経営者保証不要の融資を希望される方(スタートアップ創出促進保証制度[100%保証]対応)
企業再生貸付(経営改善・再生支援強化型)		2億8,000万円	1.15%	15年(3年)	●経営サポート会議や中小企業活性化協議会などの支援により事業再生を行う方(経営改善サポート保証(経営改善・再生支援強化型)制度対応)
長期資金		1億円		10年(2年)	●長期の一般的な運転資金を必要としている方
	協調支援型特別貸付	企業2億8,000万円 組合4億8,000万円	1.95%	設備10年(3年) 運転・借換10年(1年)	①申込額の1割以上のプロパー融資を同時に借り受ける方 ②金融機関によるモニタリングを受ける方(協調支援型特別保証制度対応)
	経営者保証非提供促進貸付	8,000万円(ヒ・ワ・ネ・ト保証別途8,000万円)		10年(1年)	●経営者保証不要の融資を希望し、一定の要件を満たす方(事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度対応)
短期資金		3,000万円	1.70%	1年	●短期の一般的な運転資金を必要としている方
小規模資金	特別小規模貸付	2,000万円	1.65%	7年(6か月)	●小規模事業者で一般的な資金を必要とする方(小口零細企業保証[100%保証]対応) ※既存の協会保証残高との合計で2,000万円を限度とします。
	小規模無担保貸付	2,500万円	1.85%		●小規模事業者で特別小規模貸付の限度額を超える資金が必要な方 ※既存の協会保証残高との合計で4,500万円を限度とします。
経営活性化資金		5,000万円 運転資金のみは3,000万円	金融機関所定	7年(1年) 運転資金のみは5年(6か月)	●取扱金融機関と1年以上の与信取引があり、短期間の審査で資金を調達したい方
神戸市独自資金	こうべ創業支援貸付	400万円	1.65%	7年(1年) 設備のみは1年(6か月)	●事業を開始して5年未満の方(創業関連保証[100%保証]対応)
	こうべおうえん				●小規模事業者で一般的な資金を必要とする方(小口零細企業保証[100%保証]対応) ※既存の協会保証残高との合計で2,000万円を限度とします。
	こうべ躍進				●新たな事業展開等により売上又は利益の増加が見込まれる方
	こうべ小規模				●小規模事業者でこうべおうえんの限度額を超える資金が必要な方 ※既存の協会保証残高との合計で2,000万円を限度とします。
	こうべ季節貸付	企業4,000万円 組合6,000万円	別途定める 前回実施時 1.15%	6か月	●夏季・冬季・年度末の一時的な運転資金を必要とする方

赤点線内の制度は通常の保証料率(経営状況に応じた9区分いずれか)で利用する場合**20%割引**が適用されます(一部適用されない場合があります)。

News

06

国際フロンティア産業メッセ2025 出展企業募集のご案内

「国際フロンティア産業メッセ」が、2025年9月4日(木)、5日(金)に神戸国際展示場で開催されます。今回も当協会では事業者の皆さまの「国際フロンティア産業メッセ2025」への出展をサポート(出展費用を当協会が補助)します。販路開拓やビジネスマッチングの場として、本メッセへの出展をぜひご検討ください。

募集資格

県内の中小企業・小規模事業者の方

原則として当協会をご利用いただいている方

募集定員

20企業

ご応募いただいた方の中から、当協会が決定させていただきます

費用補助

出展小間料について下記の通り当協会が補助します。

小間形態	1小間あたりの料金	協会補助額	お客様負担額
Aタイプ(9㎡)	198,000円(税込)	132,000円	66,000円
Bタイプ(6㎡)	132,000円(税込)	110,000円	22,000円
Cタイプ(3㎡)	66,000円(税込)	66,000円	0円

※ 装飾等に係る諸経費および出展をキャンセルされた場合のキャンセル料については、全額お客様のご負担となります。



昨年度のサポート企業の出展の様子

申込方法等

出展申込書をご記入のうえ、2025年4月10日(木)までにFAXまたはEメールにより、以下の宛先にご送付ください。

出展申込書の
ダウンロードは
こちらから

申込先

兵庫県信用保証協会 経営支援部(担当:島・藤井)

〒651-0195 神戸市中央区浪花町62-1

TEL:078-393-3920 FAX:078-393-3980 Email:keieisien@hosyokyokai-hyogo.or.jp



News

07

今月号から保証時報をリニューアルしました

今回のリニューアルでは、全ページのデザインを一新したことに加え、表紙・企業紹介コーナーのコンセプトの変更や、新たな特集コーナーなどを設けました。

引き続き、読者の皆さまに分かりやすくかつ興味を持っていただけるように誌面の充実を図ってまいります。

[主なリニューアル内容]

コンテンツ	タイトル名	掲載内容
表紙	私たちのふるさと 兵庫の誇り	県内各地域の特色をイラストにより紹介します
企業紹介コーナー	未来にチャレンジ ひょうごビジネスFile	新たな取り組みに挑戦している事業者を紹介します
新たな特集コーナー	私たちのふるさと 兵庫の誇り	表紙に掲載している地域の観光スポットなどを紹介します
	ひょうご芸術散歩	表紙地域の風景等を描いた芸術作品を紹介します



市内の都市公園のなかで唯一の日本庭園

相楽園

旧小寺家蔵舎や船屋形、旧ハッサム住宅(いずれも重要文化財)がある日本庭園。4月中旬から5月上旬にはツツジが咲き誇り、訪れる人を迎えてくれます。



横浜、長崎とともに「日本三大中華街」と称される

南京町

明治元年、神戸港開港の頃に中国人が移り住み、形成されました。東西約270m、南北約110mに中華料理店、雑貨店などが並ぶ異国情緒あふれる人気の観光スポット。



2025年4月、国際チャーター便運航がスタート!

神戸空港

2006年に開港した海上空港です。当初は国内線の運航のみでしたが、2025年4月18日、第2ターミナルビルがオープンし、国際チャーター便の運航が始まります。

神戸市編 中央区



神戸港のイメージで“映える”ならここ!

メリケンパーク

神戸ポートタワーやフィッシュ・ダンスホールなど、神戸港のシンボリックな建物が並びます。神戸港のイメージがストレートに伝わる人気の撮影スポットです。

本所・神戸事務所

〒651-0195
兵庫県神戸市中央区浪花町62-1
[本所] TEL.078-393-3900(代表)
[神戸事務所] TEL.078-393-3909

「新神戸駅から歩いてすぐ」の名瀑 布引の滝

おんたき めんたき
雄滝、雌滝、夫婦滝、鼓ヶ滝の4つの滝があり、新神戸駅から徒歩約5分で雌滝、約15分で雄滝に到着します。「日本滝百選」「日本三大神滝」として知られる名瀑です。



©一般財団法人神戸観光局



©一般財団法人神戸観光局

異国情緒あふれる神戸を代表する観光スポット

北野異人館街

港が開港し、来日外国人が増加して形成されました。1977年、テレビドラマの舞台になって全国的に注目を集め、「神戸といえば北野異人館街」として知られるようになりました。



ひょうご 芸術散歩

兵庫県の風景を描いた芸術作品と作者を紹介する「ひょうご・芸術散歩」。今回は、中央区の異人館を描いた「古風な門・古風な家」と、作者の小松益喜画伯を紹介します。



トアロードの異人館を描いた 「古風な門・古風な家」

この作品は、「古い門」と題されていたこともありましたが、小松はこの作品について、「トア・ロードの山手のはしにあったオランダ貿易商アブラハム氏の邸宅。建物の灰色、窓が黄緑色で実に美しく調和していた」「古色蒼然とした色調がおもしろかった家だ。門柱から玄関にかけて、もとはガラスの三角屋根がついていた。トアロード北端にあったこの家の、門柱だけは今も残っている。」と解説しています。丁寧な筆致と落ち着いた色調で描かれた本作は、古い門を持つこの建物のたたずまいを一層趣あるものになっています。

《古風な門・古風な家》1936-37頃 神戸ゆかりの美術館蔵



小松 益喜

こまつ・ますき 1904~2002

高知県土佐郡旭村(現・高知市旭元町)出身。1925年、東京美術学校に入学、和田英作教室に学ぶ。1930年、同校を卒業。同年、第17回二科展に《雨の止んだ時の風景》が初入選。1934年、義姉のいた神戸に住み始め、旧居留地や異人館を描くようになる。

「貸衣装には夢を叶える力がある」 お客様の声に向き合ってV字回復を実現。

》 写真館からネットを使ったレンタル業へ

いせや写真館は、写真館、フォトスタジオ、貸衣装店を展開する兵庫県洲本市の企業だ。1940年代創業の老舗で、現在の社長は3代目の西田晃三さんが務める。西田さんは当初家業に入るつもりがなく、大学で経済学を学んでいた。だが、祖父が交通事故で寝たきりになったことをきっかけに跡を継ぐことを決意。奈良と岐阜の写真館で合計5年間修行し、実家に戻った。

しかし、当時はカメラのデジタル化が進んでいた時期。フィルムの現像が事業の7割を占めていた同社の業績は右肩下がりだった。盛り返そうと奔走する西田さんに数年後、転機が訪れる。2007年、洲本市の支店の店長が退職し、西田さんがカメラマン兼店長に就任することになったのだ。

そこには、かつてテナントとして入っていた貸衣装店の衣装40着が残されていた。従業員たちは、「この衣装を使って貸衣装事業をすることはできないか」と西田さんに提案する。西田さんは、難しいと考えた。地元で貸衣装事業を行うということは、提携していた貸衣装店や呉服店からの紹介をゼロにする覚悟が必要だったからだ。ところが、ある日インターネットを使った貸衣装店の存在を知り、「これならうちでもできるのでは」と思ったそうだ。そうして2010年4月、事業再構築に近い形で、貸衣装のレンタル業をスタートしたのが「貸衣裳 ぽえむ」だ。最初に使った衣装は、手元に残されていた40着だ。それが14年間で9000着となり、年間1万2000件の取り引きをするまでに成長した。

》 お客様の声は宝の山

インターネットでの貸衣装業が順調に進んだのには理由がある。あえて問い合わせ連絡先を目立つように掲載し、「お客様の声は宝の山」をキャッチフレーズに、客のニーズに答えていったからだ。たとえば、3歳100センチ、5歳110センチ、7歳120センチがベーシックな七五三の衣装に、105センチ、115センチを用意した。「うちの子は100と110どちらを着たらいいですか」といった問い合わせが多く、それに応え

たのだ。身長が一般的なサイズより大きい人や体格がよい人などに合わせた衣装も最新デザインで用意した。ある女性は、「ずっと探していて、みつけたときは涙が出ました。お陰で子どもの結婚式に気に入った衣装で出席することができました」と感謝のレビューを送ってきた。

「会議でどんな商品が喜ばれるかを考えるよりも、お客様の困りごとを集めて解決していったほうが早いですね。そこに欲しい商品の答えが全部あるのですから」。

》 夢を叶えることと、思い出づくりが一番大事

そんな同社が今注力しているのが、車椅子の方や元気のよい子どもなど、着付けが難しい人も着られる振袖や七五三衣装だ。こちらも問い合わせをきっかけに開発をはじめたものだ。特に、車椅子を使っているある女の子の振袖づくりに協力したことが、大きな転機となった。開発において、課題となったのは着付けだ。通常、車椅子の方のための着物は座ったまま着られるよう、上下に分けることが多い。しかしその着付けは至難の技で、レンタルを利用した先の家族が着付けるのはかなり難しかったのだ。

そこで西田さんが、「簡単に着られる」ことを試行錯誤して生まれたのが、背中にジッパーをつけて、ワンピースのようにまとえる着物だ。ただし、車椅子の方に一瞬だが立ち上がってもらわなければならないという問題があった。

「立ち上がってもらってもいいのか」と悩んだが、その女の子が着付けに訪れた際、家族のひとりが一瞬抱っこして支え、もうひとりが足元から振袖を上げたのを見て、概念が一変した。

「弊社の経営理念は、『諦めを叶えるに変えていきたい』『思い出づくりのメーカー』です。お客様の夢を叶えること、思い出づくりが一番大事なのだから、誰でも簡単に着せやすい仕様であれば、一瞬支えて立ってもらうことは大きな問題ではないのではと感じたのです」。

そこで実用新案を申請し、現在は、男女の七五三、それぞれの年齢の衣装を大急ぎで縫っているところだ。男子用は、じっとしているのが難しいお子さんの保護者から問い合わ

有限会社 いせや写真館
シンデレラポエム
貸衣裳 ぼえむ

代表取締役
西田 晃三 氏

〒656-0022
洲本市海岸通2-5-25
☎ (0799)24-0893



せがあったことからすでに貸出し、喜びの声が届いている。
成人式の袴や留め袖など、大人用も完成している。

組む。現在は障がいのある従業員が3人在籍。西田さん以外
は全員女性だ。「淡路島で一番福利厚生が強い企業を目指
して、改善を続けていきたいですね」。

》》 ダイバーシティで働きやすい環境を

働く環境の改善にも力を注いでいる。毎年1つずつ福利
厚生を増やし、障がい者雇用、女性雇用にも積極的に取り

融資活用コラム

信用保証協会を利用して 運転資金を確保しました

お客様のニーズに応える商品開発と、従業員が働きやす
い環境整備を続けるために、令和6年7月に、兵庫県融資制
度の「伴走型経営支援特別貸付」を利用して貸衣裳業の運
転資金を確保しました。事業を行っていくにはキャッシュが
必要な場面が多く、大きな安心材料になってくれています。



わが社の とっておき

車椅子の方やお子さんでも着せやすい
レンタルの七五三衣装が、「我が社のとっ
ておき」です。着付けの核となる「前合わせ」を
しっかりと縫い合わせているので、着崩れし
にくいのがポイント。背中ジッパーで簡単
に着脱できるため、トイレのときも安心です。



(単位：件、百万円、%)

	当 月 中				当 期 中			
	件 数	前 年 比	金 額	前 年 比	件 数	前 年 比	金 額	前 年 比
保 証 申 込	1,785	89.4	28,325	71.5	21,953	94.1	382,609	87.3
保 証 承 諾	1,688	89.7	26,378	72.3	20,877	94.0	357,804	87.3
保証債務残高	—	—	—	—	124,981	99.7	1,659,213	95.9
代位弁済(元利)	192	106.7	2,184	111.7	2,037	109.5	23,397	111.0
実際回収(元損)	—	—	483	119.3	—	—	5,846	96.1

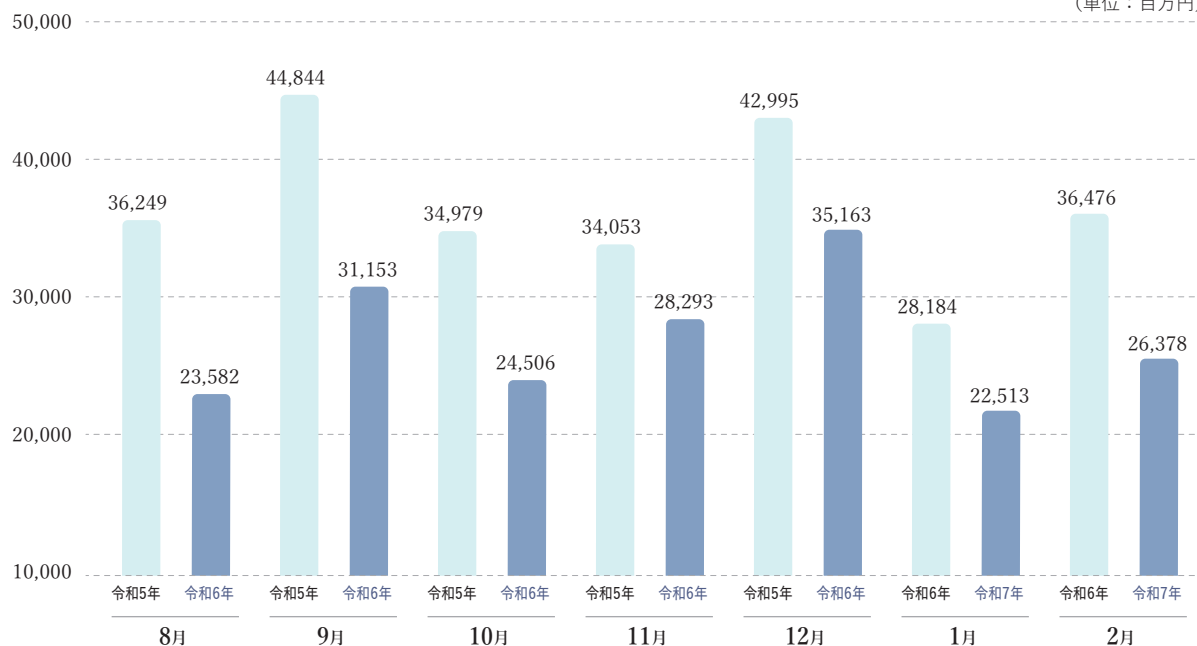
1 保証承諾

2月の保証承諾は1,688件(前年同月比10.3%減)、26,378百万円(同27.7%減)となり、前年同月と比べ、件数で194件、金額で10,098百万円下回った。

また、保証申込は1,785件(同10.6%減)、28,325百万円(同28.5%減)となり、前年同月と比べ、件数、金額ともに下回った。

保証承諾(前年比較)

(単位：百万円)



資金使途別

2月の保証承諾のうち、運転資金は24,787百万円(前年同月比28.5%減)となり、前年同月と比べ下回り、設備資金は603百万円(同3.2%減)となり、前年同月と比べ下回った。

業 種 別

2月の業種別保証承諾の状況は、建設業8,523百万円(前年同月比15.3%減)、不動産業1,312百万円(同23.2%減)、運送・倉庫業1,109百万円(同25.1%減)、サービス業4,095百万円(同25.2%減)、小売業3,012百万円(同32.4%減)、製造業3,435百万円(同34.7%減)、飲食店642百万円(同35.7%減)、卸売業3,984百万円(同37.8%減)等で前年同月を下回った。

金融機関群別

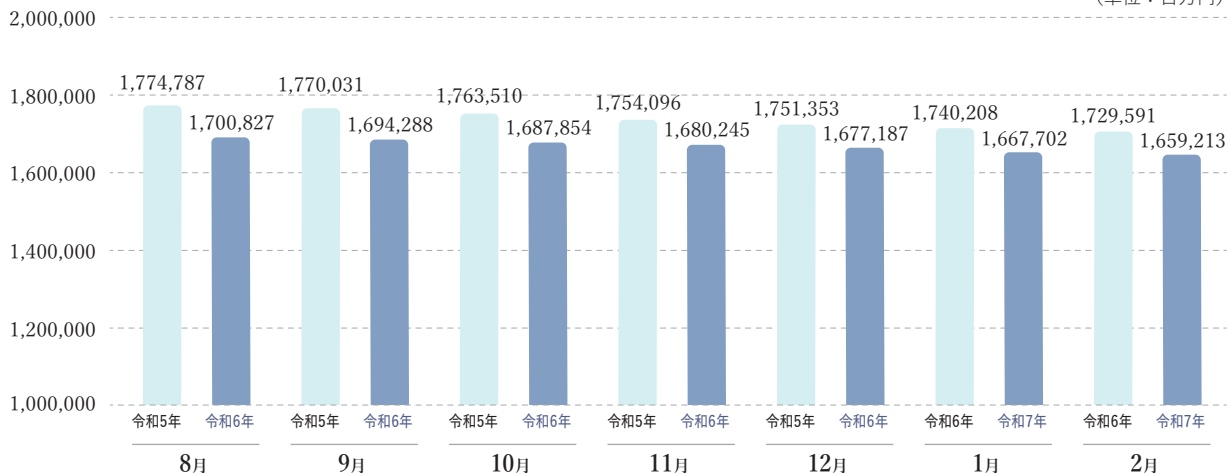
2月の金融機関群別保証承諾の状況は、第二地方銀行3,606百万円(前年同月比23.3%減)、信用金庫18,933百万円(同23.8%減)、都市銀行360百万円(同33.4%減)、地方銀行1,984百万円(同41.1%減)、信用組合1,494百万円(同50.0%減)で前年同月を下回った。

2 保証債務残高

2月末の保証債務残高は、124,981件(前年同月比0.3%減)、1,659,213百万円(同4.1%減)となり、前年同月と比べ、件数、金額ともに下回った。

保証債務残高（前年比較）

（単位：百万円）



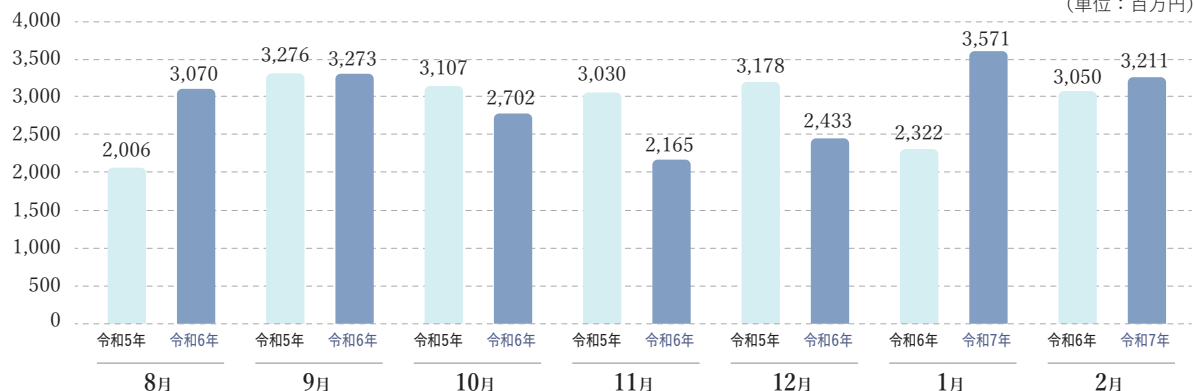
3 事故報告

2月の事故報告受付は、267件(前年同月比11.6%減)、3,211百万円(同5.3%増)となり、前年同月と比べ、件数は35件減少し、金額は161百万円の増加となった。

事故報告残高については、2月末で1,156件(同5.6%増)、13,202百万円(同11.4%増)となり、前年同月と比べ、件数、金額ともに上回った。

事故報告受付（前年比較）

（単位：百万円）



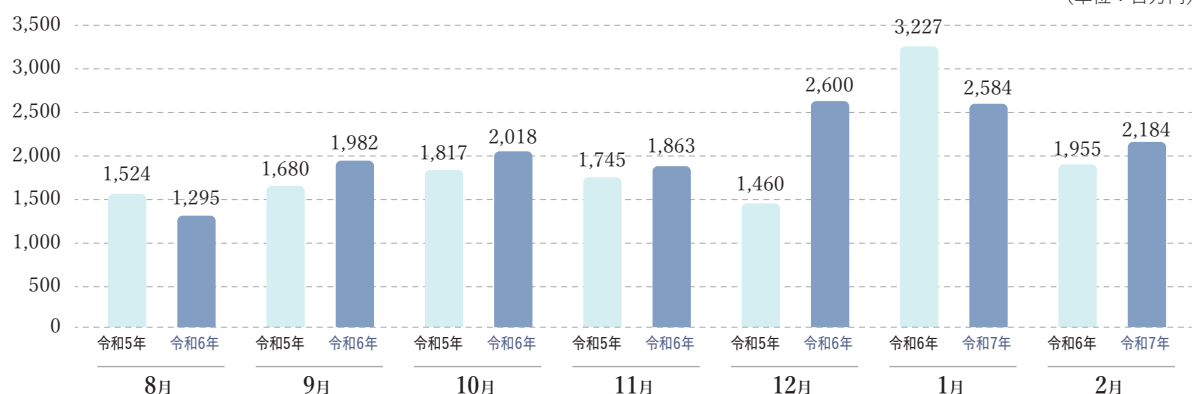
4 代位弁済

（元利）

2月の代位弁済は、192件(前年同月比6.7%増)、2,184百万円(同11.7%増)となり、前年同月と比べ、件数は12件の増加、金額は229百万円の増加となった。

代位弁済（前年比較）

（単位：百万円）



信用保証をご利用できる方

以下①～④のいずれにも該当している事業者の方が信用保証をご利用できます。

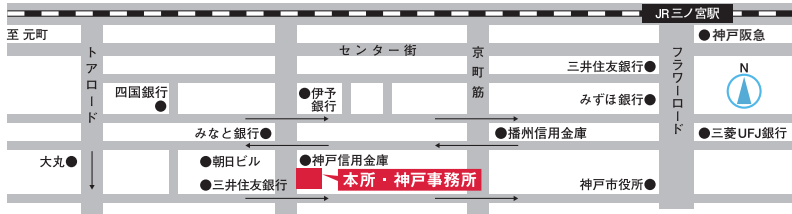
- ① 資本金または従業員数のいずれかが、右表の企業基準に該当していること。
特定非営利活動法人(NPO法人)の場合は、従業員数(製造業等:300人以下、卸売業・サービス業:100人以下、小売業・飲食業:50人以下)が該当していること。
- ② 個人の場合は、兵庫県内に住居、事務所または営業所を有し、事業を営んでいること。
法人の場合は、兵庫県内に本店または事業所を有し、事業を営んでいること。
- ③ 許認可等を必要とする事業の場合は、当該事業に係る許認可等を申込人名義で受けていること。
- ④ 事業上必要とする運転資金または設備資金であること。

業種・営業形態などにより、ご利用いただけない場合もございます。
詳しくは、当協会窓口までお問い合わせください。

兵庫県信用保証協会のネットワーク

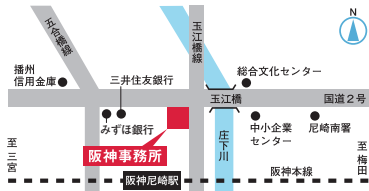
本所・神戸事務所

〒651-0195 神戸市中央区浪花町62-1
本 所：TEL 078-393-3900(代表)
神戸事務所：TEL 078-393-3909 [担当地域]神戸市



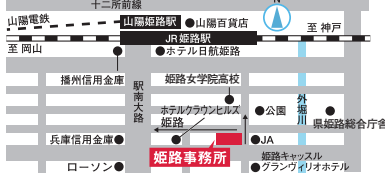
阪神事務所

〒660-0881 尼崎市昭和通3-96 尼崎商工会議所会館3F
TEL 06-6411-4133(代表)
[担当地域] 尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡



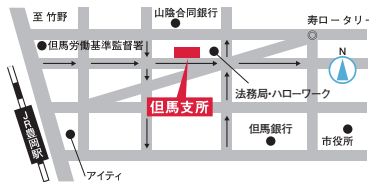
姫路事務所

〒670-0965 姫路市東延末3-27-2
TEL 079-289-3611
[担当地域] 姫路市、相生市、赤穂市、粟粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡



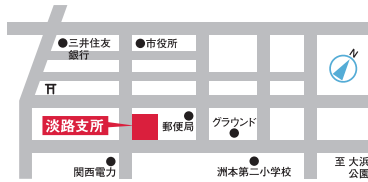
但馬支所

〒668-0024 豊岡市寿町8-7
TEL 0796-22-5171
[担当地域] 豊岡市、養父市、朝来市、美方郡



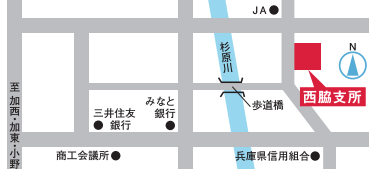
淡路支所

〒656-0025 洲本市本町3-1-8
TEL 0799-22-4493
[担当地域] 洲本市、南あわじ市、淡路市



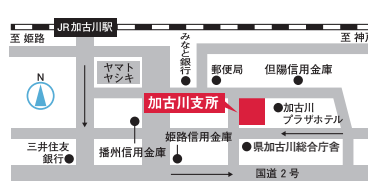
西脇支所

〒677-0015 西脇市西脇885-27
TEL 0795-22-6775
[担当地域] 西脇市、三木市、小野市、加西市、丹波篠山市、丹波市、加東市、多可郡



加古川支所

〒675-0064 加古川市加古川町溝之口788
TEL 079-424-1105
[担当地域] 明石市、加古川市、高砂市、加古郡



暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません。
第三者が介入・介入する申込はお断りします。

業 種	資本金	従業員数
製造業等 ※1	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 ※2	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業 旅館業	3億円以下 5,000万円以下	300人以下 200人以下
医療法人等	—	300人以下

※1 建設業、運送業、不動産業、旅行業を含みます。

※2 自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除きます。

国家戦略特区において商工業とともに農業を営む方も信用保証をご利用いただけます。

お客様総合相談室

本 所	大 瀧 室 長	TEL 078-393-3905
-----	---------	------------------

本所・事務所・支所のお客様総合相談窓口

本 所 経 営 支 援 部	岩 永 副 部 長	TEL 078-393-3920
神戸事務所	三 宅 副 所 長 (保証相談一課、二課、三課)	TEL 078-393-3909
	佐 藤 副 所 長 (調整相談一課、二課)	TEL 078-393-3915
阪神事務所	按 田 副 所 長	TEL 06-6411-4133
姫路事務所	中 元 副 所 長	TEL 079-289-3611
但馬支所	岩 崎 次 長	TEL 0796-22-5171
淡路支所	岩 川 次 長	TEL 0799-22-4493
西脇支所	兼 田 次 長	TEL 0795-22-6775
加古川支所	松 田 副 所 長	TEL 079-424-1105

代位弁済後のご返済等に関する お客様総合相談窓口

管 理 部	岡 本 副 部 長	TEL 078-393-3914
-------	-----------	------------------

(上記担当者が不在の場合は、代理の者が対応させていただきます)

● 事業承継をお考えの皆さまへ

事業承継相談窓口 ☎ 078-393-3962
(経営支援部 再生発展支援課内)

● 女性企業家の皆さまへ

女性企業家相談窓口 ☎ 078-393-3910
(経営支援部 再生発展支援課内)

● これから事業を開始する皆さまへ

創業準備相談窓口 ☎ 078-393-3912
(経営支援部 再生発展支援課内)

● 事業経営全般に関する相談について

経営サポート相談窓口 ☎ 078-393-3969
(経営支援部 再生発展支援課内)

保証時報の送付について

ご希望の方に保証時報を毎月送付いたします(送料は当協会が負担)。ご希望の方は総務企画部企画調整課(☎ 078-393-3922)までお申し出ください。

当協会はサンテレビの情報番組「あんてなサン」の番組スポンサーをしています



あんてなサン (サンテレビ)
毎週日曜日/22時~22時30分放送